(5)経営形態のあり方に関する方針(平成20年2月)

地下鉄・バス事業など市政改革基本方針に掲げた10事業に関して、昨年2 月に公表した経営形態のあり方に関する方針・方向性について、この間 の検討状況や議論経過を踏まえて、現状を取りまとめました。

今後、各事業について具体化を図り、その効果や影響について検証しながら着実に取り組んでいきます。

事業名·施設名	方針・方向性
市民病院	・民間医療機関では対応が困難な政策医療や、地域で不足する医療などを提供するための人 材の確保や経営改善の取り組みを進めるため、平成21年4月の地方公営企業法の全部適用 移行をめざす
弘済院	・弘済院改革計画(平成19~21年度)に基づき、福祉・医療一体型の認知症の支援センター化に向け、認知症に特化した病棟編成など専門機関としての取り組みを進め、情報発信や高齢者虐待等におけるセーフティネットとしての役割を担う・同計画に基づき徹底的な経営改善を実施し、最終年度に現行体制の継続か地方独立行政法人への移行の可否を検討
環境科学研究所	・府市連携については、現体制で可能な事業連携の拡大を図る・局内の検討委員会を立ち上げ、平成21年3月までに事業の効率的な運営、健康危機管理事象における検査体制の強化等の組織形態を検討・外部委員による機関評価委員会を設置し、検査体制・研究内容・経営効率化の状況等について客観的に評価・検証
工業研究所	・平成20年4月の地方独立行政法人化により、企業に対して企画開発から製品化に至る一貫 した支援を行うとともに、将来市場の製品を指向した技術シーズの創出を図るなど、地域 における中核的な技術支援機関として機能強化をめざす
中央卸売市場	・地方独立行政法人化については法的課題があり、公営企業法の全部適用についても労務管理部門の新設が必要などの課題があること、また、平成21年度の卸売手数料の弾力化の影響もある程度予測できるようになったことから、当面、現行制度(準公営企業)のもとで、施策を効果的かつ効率的に進めていくことが現実的と判断
廃棄物処理事業	・地方独立行政法人化を目標とし、地方独立行政法人法改正に向け、引き続き国に対し要望 ・引き続き、事業の効率化やコスト削減に取り組みながら、平成21年度末を目途にあるべき 経営形態について判断
港湾事業	・大阪港の効率的な埠頭経営を進めるため、コンテナ埠頭等の一元管理をめざし、平成22年度中に埠頭公社の民営化を行うとともに、その他の施設の経営形態についても検討・大阪湾の4港湾管理者の広域連携を引き続き進め、大阪湾レベルの効率的な港湾経営をめざす
水道事業	・平成22年度まで地方公営企業として抜本的な業務再編・広域化・監理団体の株式会社化やアウトソーシングの推進などの経営改革に取り組み、最終年度に改めて経営・運営形態を検討
博物館施設	・継続性確保、運営の一元化による集積効果を発揮するため、地方独立行政法人化をめざす ・現行法令下では対象業務に含まれないため、特区再提案を含めた国等への働きかけを継続 ・早期の実現が困難な場合は、指定管理期間満了時期を目途に地方独立行政法人に移行可能 な財団を設立し、運営の一元化を図る
地下鉄・バス事業	・地方公営企業の形態のもとで、地下鉄とバスが連携した交通ネットワークの維持・充実が 図れるよう、民間事業者に比肩しうる、質の高いサービスの提供と効率的な経営をめざし、 抜本的な経営改善に取り組む